

家庭ごみの分別と正しい出し方

店舗・事業所から出るごみは収集しません



出し方

- ☆ごみは指定ごみ袋に入れて、必ず「住所・名前」を書いて出してください。指定袋以外のごみは収集しません。
- ☆ごみ収集日当日の朝（午前8時まで）に決められた集積所に出してください。
- ☆一度にたくさんのごみが出る場合は、清掃センターへ直接搬入してください。

燃えるごみ

★台所ごみ 残飯、調理くず、卵の殻、貝殻など
よく水を切ってください。

★再利用できない紙類 包紙、ちり紙、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）など

★発泡スチロール、プラスチック・ビニール類 洗剤容器、卵の容器、ビデオテープ、使い捨てライター（中身のないもの）など

注意事項

- 生ごみは、ひとしづきするなど水分を減らして出してください。
- 使い捨てライターなど、燃料の入っているものは中身を出し切ってください。
- 新聞、雑誌、段ボールは、できる限り地域の資源回収に出してください。
- 片手で軽く持てる重さにしてください。

★ゴム・皮革製品 くつ、かばん、ベルトなど

★ディスク類 CD、DVD、フロッピーなど

★草、木類 枯れ木、枯れ草、落ち葉など（充分乾燥させ、少量ずつ出してください。木の太さは直径5cm未満です。）

生ごみ処理容器を購入される人には補助金制度があります。※事前にご相談ください。

燃えないごみ

★小型家電類 ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど

注意事項

- 収集日に出すことができるごみは、寸法がおおむね30cm×30cm×30cm以内で、指定ごみ袋に無理なく入るものです。
- 危険なごみ（包丁、割れたガラスなど）は、新聞紙などに包み「キケン」と書き、その文字が外から見えるようにして、指定ごみ袋に入れて出してください。

★ガラス類 コップ、電球、鏡など

★陶磁器 茶碗、皿、湯呑み、花瓶など

大型金属回収

日程はごみカレンダーに記載

▶出せるもの

自転車、一輪車、湯沸器、コンロ、ガス台、鉄、パイプ、金属製衣装箱、金属製棚、アルミ窓枠、そのほか金属類

▶出せないもの

家電製品、ガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、家電4品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、テレビ）およびパソコンなど

蛍光灯

蛍光灯に含まれる水銀による環境汚染防止と、リサイクル（アルミ・ガラス）のため分別して回収します。

[回収場所] 愛東支所（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）で回収しています。

- 注意事項**
- 家庭で使われていた蛍光灯（直管・環状管タイプ）が対象です。
 - 箱や包装は取って出してください。
 - LED蛍光灯、LED電球、白熱球、グローバルは回収しません。燃えないごみに出してください。

家電リサイクル法対象機器

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処分するには「リサイクル料金」を支払う必要があります。リサイクル料金は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入して支払います。購入した家電リサイクル券は、処分する家電製品と一緒に、引取り先に渡してください。

家電リサイクルには次のような方法があります。

- 小売店に引き取ってもらう。
※リサイクル料金とは別に手数料が必要になることがあります。
- 自分で指定引取所に持ち込む。
高島運輸㈱彦根営業所
(犬上郡多賀町大字中川原454-2 TEL0749-21-3540)
- 能登川清掃センターに持ち込む。
※リサイクル料金とは別に運搬費が必要です。
(搬入許可証が必要です。廃棄物対策課または各支所で申請してください。)

家電リサイクル券センター ☎ 0120-319640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>

パソコン

パソコンやディスプレイを処分するときは、各メーカーの窓口へ回収を申し込んでください。

- PCリサイクルマーク**
- このマークが入ったパソコンは、リサイクル手数料が不要です。
 - ※マークが入っていないパソコンも、メーカーで引き取ります。（手数料が必要です。）

- 回収するメーカーがないパソコン（自分で組み立てたもの、倒産したメーカーのもの、輸入販売会社のもの）は、「パソコン3R推進協会」へ問い合わせてください。

パソコン3R推進協会 ☎ 03-5282-7685 ホームページ <https://www.pc3r.jp>

【リサイクル対象品】

デスクトップPC本体、CRTディスプレイ、CRTディスプレ一体型PC、ノートPC、液晶ディスプレイ、液晶ディスプレ一体型PC
※キーボード、マウスはパソコン本体と一緒にのみ回収できます。単体で処分するときは燃えるごみに出してください。



日程はごみカレンダーに記載

資源

★缶類

一斗缶までの大きさのもの
ジュース、ビール、スプレー缶、缶詰、海苔、菓子箱などの缶類

そのほか小型金属 なべ、やかん、フライパン、パケツなど（缶類と分けて収集します。）

- 注意事項**
- アルミ缶とスチール缶に分別してください。
 - アルミ缶はつぶしてください。
 - スプレー缶やカセットボンベの中身は使い切り、屋外で穴を開けてから出してください。

★びん類

ドリンク、酒、ビール、洋酒、調味料、医薬びんなど飲食用びんが対象です。
無色・茶色・そのほかに分別してください。キャップを取り、中身を出して、水洗いをして出してください。

- 注意事項**
- 板ガラス、耐熱ガラス、ガラス容器、農薬びん、化粧品のびんなどは燃えないごみに出してください。

★食品トレイ

食品トレイであれば、白色トレイだけでなく何色でも出せます。きれいに水洗いし、乾燥して出してください。カップラーメンや納豆などの容器は、燃えるごみに出してください。



★ペットボトル

ジュースなど飲料用の容器でPET1マークがついたものに限ります。
キャップを取り、中身を出して、きれいに水洗いをして出してください。
ラベルは、必ずはずして燃えるごみに出してください。

★紙パック

牛乳、ジュースなどの紙パックに限ります。きれいに水洗いし、乾燥して開いた状態で出してください。内側がアルミなど銀色の紙パックは、燃えるごみに出してください。

★乾電池

使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池

- 注意事項**
- 充電式電池、ボタン電池、バッテリーは対象外です。
 - 回収協力店に出してください。



★廃食油

食用の植物性油に限ります。
軽油代替燃料と粉せっけんに再生します。揚げかすなどを取り除いてください。

日程はごみカレンダーに記載

古着回収

▶出せるもの

着られなくなった衣服

▶出せないもの

ひもなどで十字にしばってください。
段ボール箱や袋に入れて出さないでください。

▶出せないもの

革製品（衣類含む）・ぬいぐるみ・布団・毛布・座布団など



清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合

一度に多量のごみを処分する場合や粗大ごみ・ガレキを処分される場合は、各清掃センターへ直接ごみを搬入してください（有料）。



- 共通事項**
- 持ち込む場合は、「搬入許可書」が必要です。
搬入前に廃棄物対策課または各支所で申請してください。
手数料は重量に応じて各清掃センターで納めてください。

中部清掃組合 日野清掃センター（クリーンわたむき） ☎ 0748-53-0155

種類	搬入できるもの	大きさの目安
燃えるごみ	紙類、布類、草、木類など	縦×横 50cm以下
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファー、書棚、障子、波板、畳（20枚/1日）、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール	

- 注意事項**
- 1日に搬入できる量は、最大で燃えるごみは2トン車5台、剪定枝は軽トラック2台、燃える粗大ごみは4トン車1台に相当する分が限度です。
 - 草・木類は、土を取り除いてください。
 - 生木で枝がなく直径が4cm～10cmで長さ2m以内にしてあれば搬入可能です。

中部清掃組合 能登川清掃センター ☎ 0748-42-2294

種類	搬入できるもの	大きさの目安
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファー、書棚、障子、波板、畳（20枚/1日）、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
燃えないごみ	空き缶、ガラス、陶磁器、掃除機、扇風機、炊飯器、照明器具、ビデオデッキなど	指定の燃えないごみ袋に入る大きさ
燃えない粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	1.2m×1m×2m以下
ガレキ類	瓦、壁土、ブロック、レンガ、コンクリート破片など	縦×横 20cm以下

- 注意事項**
- 1日に搬入できる量は、最大で2トン車1台または軽トラック4台に相当する分が限度です。
ただし、ガレキ類は軽トラック1台に相当する分が限度です。
 - 蛍光灯を搬入する場合は1日10本までです。
 - 「燃えないごみ」と「燃えない粗大ごみ」と「燃える粗大ごみ」を一緒に持ち込むときは、あらかじめ分けやすいように積んで持ち込んでください。

粗大ごみの有料収集 清掃センターへ搬入する手段のない人を対象に、粗大ごみの有料収集を実施しています。
利用される場合は、廃棄物対策課まで電話で申し込んでください。

定期収集や清掃センターへの持ち込みができるもの

- ①有毒性物質を含むもの
②著しく悪臭を発するもの
③爆発物など危険性のあるもの
④著しく大きいもの
⑤そのほか焼却および破碎に支障をきたすおそれのあるもの

- 注意事項** 産業廃棄物に該当するもの、業務用機器は搬入できません。

具体的には次のようなものです。

- 自動車、バイク、車のタイヤ、バッテリー、廢油
- 劇薬、プロパンガス、ガソリン、シンナーなど
およびこれらが入っている（いた）容器
- 耕運機、田植機、もみ乾燥機、テラー、コンバイン、トラクターなどの農機具
- 土砂、石、農業、建築廃材、ボイラー、モーター類、消火器、業務用電化製品
- 焼却灰
- 動物の死体
- 医療系廃棄物
- 産業廃棄物

